

※書類提出の前に必ずお読みください

介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立について

国保連合会の審査終了後、請求内容の誤りが判明し訂正を行う場合、誤りの実績分だけを調整することはできません。下関市に過誤申立を行い、誤りを含む実績全てを取下げ、再度正しい実績で請求を行ってください。

過誤申立には2種類の方法があります。（申立の様式が違います。）

①通常過誤

- ・ 締切は毎月中旬頃です。
 - ・ 実績の取下げのみを行います。
 - ・ 過誤処理と同一審査月の介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定額から過誤金額を差し引いた額が事業所へ支払われます。
- 国保連合会より過誤決定通知書が届いてから、正しい実績で再請求をしてください。

②同月過誤 …指導による返還や、件数が多く多額になる場合等（要相談）

- ・ 締切は毎月第三月曜日です。（第三月曜日が閉庁日の場合は翌開庁日）
 - ・ 実績の取下げと同月に再請求を行うことで差額調整を行い、支払額への影響を軽減させます。
 - ・ 再請求金額を含む介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定額から過誤金額を差し引いた額が事業所へ支払われます。
 - ・ 給付管理票の修正が必要となる場合、再請求年月と同月に行うことはできませんのでご注意ください。
- 国保連合会からの過誤決定通知書は届きません。
過誤処理と再請求を同一審査月に行ってください。

〈過誤申立を行う際の留意点〉

- ・ 過誤を行うことにより、利用者が受領済みの高額総合事業サービス費等に返還金が生じる場合があります。過誤申立を行った事業所におかれましては、過誤対象者の高額総合事業サービス費等の返還について、協力依頼をすることがありますのでご注意ください。
- ・ 被保険者番号が「H」から始まる方は、生活支援課にお問い合わせください。

下関市長寿支援課支援係
〒750-8521
下関市南部町1番1号
TEL 083-231-1340
FAX 083-231-1948

※提出は窓口、郵送、FAXで受付けています。